十六　四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第十号から第十五号までに定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者（当該期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときを除く。）第十号から第十五号までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該被保険者の生年月日に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

被保険者の生年月日	期間
昭和四十一年四月二日から昭和四十一年五月一日まで	令和八年三月
昭和四十一年五月二日から昭和四十一年六月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年四月までのいずれかの月に限る。）から令和八年四月まで
昭和四十一年六月二日から昭和四十一年七月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年五月までのいずれかの月に限る。）から令和八年五月まで
昭和四十一年七月二日から昭和四十一年八月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年六月までのいずれかの月に限る。）から令和八年六月まで
昭和四十一年八月二日から昭和四十一年九月一日まで	令和八年七月
昭和四十一年九月二日から昭和四十一年十月一日まで	前納する月（令和八年七月から令和八年八月までのいずれかの月に限る。）から令和八年八月まで
昭和四十一年十月二日から昭和四十一年十一月一日まで	前納する月（令和八年七月から令和八年九月までのいずれかの月に限る。）から令和八年九月まで
昭和四十一年十一月二日から昭和四十一年十二月一日まで	前納する月（令和八年七月から令和八年十月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十月まで
昭和四十一年十二月二日から昭和四十二年一月一日まで	前納する月（令和八年七月から令和八年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十一月まで
昭和四十二年一月二日から昭和四十二年二月一日まで	前納する月（令和八年七月から令和八年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十二月まで

十六　四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第十号から第十五号までに定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者（当該期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときを除く。）第十号から第十五号までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該被保険者の生年月日に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

被保険者の生年月日	期間
昭和四十年四月二日から昭和四十年五月一日まで	令和七年三月
昭和四十年五月二日から昭和四十年六月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年四月までのいずれかの月に限る。）から令和七年四月まで
昭和四十年六月二日から昭和四十年七月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年五月までのいずれかの月に限る。）から令和七年五月まで
昭和四十年七月二日から昭和四十年八月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年六月までのいずれかの月に限る。）から令和七年六月まで
昭和四十年八月二日から昭和四十年九月一日まで	令和七年七月
昭和四十年九月二日から昭和四十年十月一日まで	前納する月（令和七年七月から令和七年八月までのいずれかの月に限る。）から令和七年八月まで
昭和四十年十月二日から昭和四十年十一月一日まで	前納する月（令和七年七月から令和七年九月までのいずれかの月に限る。）から令和七年九月まで
昭和四十年十一月二日から昭和四十年十二月一日まで	前納する月（令和七年七月から令和七年十月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十月まで
昭和四十年十二月二日から昭和四十一年一月一日まで	前納する月（令和七年七月から令和七年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十一月まで
昭和四十一年一月二日から昭和四十一年二月一日まで	前納する月（令和七年七月から令和七年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十二月まで